

(設置)

第1条 政策推進に係る「県民意見の積極的な反映」と「県民目線からのチェック機能の強化」を図り、「徳島ならではの」「新たな事業評価システム」を創造するため、県政運営評価戦略会議（以下「戦略会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 「オンリーワン徳島行動計画」の施策や事業について評価を行うこと。
- 二 県民から県政に対する意見や提言を幅広く募るために設置された「とくしま目安箱」に寄せられた意見や、知事対話等で出された建設的な県民意見のなかから、優れた意見を採択すること。
- 三 各種評価機関の運営について評価を行うこと。
- 四 評価結果等について県総合計画審議会や各種評価機関に提言すること。
- 五 その他必要な事項について評価や提言を行うこと。

(委員)

第3条 戦略会議は、委員14名以内で構成する。

- 2 委員は、県政運営の評価について優れた識見を有する者等から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 戦略会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、戦略会議を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略会議は、会長が招集する。

- 2 戦略会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 戦略会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(班)

第6条 戦略会議の所掌事務において、効率的な評価等を行うため、会長は、戦略会議に班を設置することができる。

- 2 会長は、班における評価等の報告を受け、それを調整し、戦略会議の評価等とすることができる。
- 3 その他班の設置及び運営に関し必要な事項は、別途定める。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、監察局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年4月30日までとする。